平成２７年（フ）第１５１号
埼玉県八潮市大字南後谷610番地５、旧住所埼玉県草加市稲荷２丁目15番23―403号
破産者　岡野　茂顕
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３０９号
埼玉県草加市稲荷５丁目30番３号　クレディ203号、旧住所東京都港区台場２丁目２番２―2810号
破産者　鈴木　大樹
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３３６号
埼玉県三郷市三郷２丁目15番地６　エミナンスⅡ203
破産者　橋本水哉子
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
石川県七尾市三室町57部10番地
破産者　安田　哲弘
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第９８号
山梨県甲府市山宮町1023番地５
破産者　数野　光則
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
広島市東区馬木６丁目乙2568番地　302号
破産者　今村　義正
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４７号
広島市中区三川町６番３―501号　コスモスビル
破産者　ウイッシュこと　勝又　裕紀
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６７号
広島県尾道市高須町1373番地10
破産者　村上　保世
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第４３３号
福岡県朝倉郡東峰村大字小石原鼓470番地
破産者　井上　英二
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７８２号
福岡市東区塩浜１丁目15番34号
破産者　宮崎　哲夫
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１１５号
福岡市西区石丸１丁目23番22号
破産者　犬塚　圭一
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１６０号
福岡県糸島市前原西１丁目５番18―605号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区平和２丁目１番25号
破産者　野間建築積算こと　野間　雅城
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２３７号
福岡県糸島市前原北４丁目16番54―503号
破産者　三島　敏明
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２４０号
福岡市早良区重留７丁目16番36号
破産者　一宮　智司
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２４４号
福岡市城南区荒江１丁目30番15―302号、破産手続開始決定時の住所福岡市早良区荒江３丁目18番５―105号
破産者　永井　勇一
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２８７号
福岡市中央区浄水通２番11号
破産者　戸波　　功
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９０号
青森県青森市浪岡大字女鹿沢字西増田32番地４
破産者　竹浪富士子
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第３７号
秋田県大仙市大曲戸巻町３番38―20号　佐々木アパート３号室
破産者　山﨑　　正
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第１９号
山形県鶴岡市湯田川字湯元59番地１（庄司重雄内）、前住所山形県鶴岡市湯田川字湯元104番地１
破産者　大井　啓子
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部